# 雨竜町業務継続計画

大規模災害編

(案)

令和2年7月

雨竜町

# 〔目 次〕

# 業務継続計画

第1節	業務継続計画とは	1
第2節	業務継続計画策定の効果	2
第3節	地域防災計画の関係	3
第4節	業務継続計画の発動・解除	5
第5節	雨竜町における地震の想定	6
第6節	業務継続計画の特に必要な6要素	9
第7節	「受援」に関すること	. 22
第8節	業務継続に向けた体制強化・継続的改善	. 23

### 第1節 業務継続計画とは

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、最大震度7の強い揺れにより、北海道ではかかか町や厚真町、安平町で甚大な被害となった。

この地震の際には、北海道全域で長時間停電となり、これまで経験したことのない「ブラックアウト」が発生し、これまでの災害への備えでは対応できない事態となった。

また、全国各地で異常気象による台風や豪雨の影響により、河川の氾濫などの災害が発生し、本村においても石狩川・雨竜川などの河川氾濫に備えた対策が必要である。

こうした大規模な地震や水害が発生した場合、行政の中核である役場庁舎や災害対応に当たるべき職員も被災し、行政機能が著しく低下することが想定されることから、内閣府では、各自治体に対し、大規模災害が発生した場合に、人員、物資、情報等利用できる資源に制約がある条件下においても、行政機能の継続と早期復旧を図るために、あらかじめ非常時における優先業務を選定しておくことなどを定めた「業務継続計画(※1)」の策定を求めている。

このため、本村においても内閣府が示す「市町村のための業務継続計画作成ガイド」をもとに 災害時に優先的に実施すべき業務「非常時優先業務(※2)」を特定するとともに、業務の執行体 制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震、水害等による大規模災害発 生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

なお、本村の防災対策を定めた計画としては「雨竜町地域防災計画」があり、これに加えて、 職員の初動体制等、具体的な体制や手順等を定めた「災害発生時の職員初動マニュアル」を定め ている。

あわせて、情報系の業務継続に特化した「ICT 部門の業務継続計画」に定められており、業務継続計画は、これらの計画を補完し又は相まって、役場庁舎が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

### ※1 「業務継続計画」

「BCP」: Business Continuity Plan (ビジネスコンティニュイティプラン)

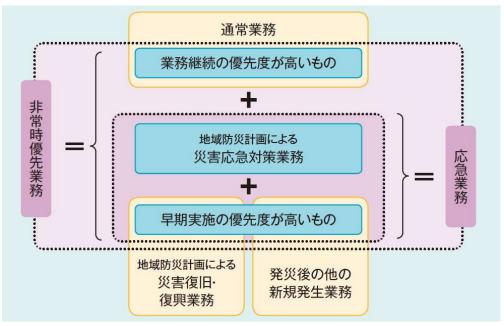
#### ※2 「非常時優先業務」

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の 優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後は、各種人員、物資等の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てる必要があり、 非常時優先業務以外の通常業務は休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障のない範囲で 業務を実施することとなる。

### 図1 非常時優先業務のイメージ



第2節 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定(持 続的改善を含む) することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や職員初動マニュアル等では必ずしも明らかでなかった「役場庁舎 も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時 優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全に なることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

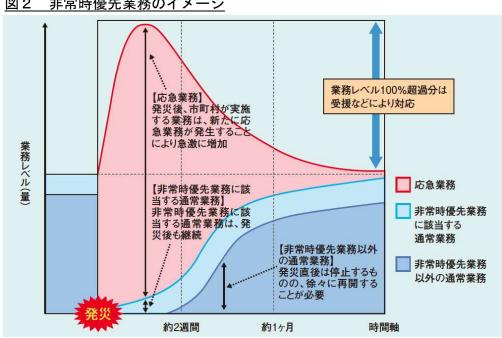


図2 非常時優先業務のイメージ

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業 務が徐々に増加していくことに留意する。

# 第3節 地域防災計画の関係

「雨竜町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、雨竜町防災会議が策定する法定計画で、町民の生命、身体及び財産を守るため、町、道及び公共的機関、関係機関並びに町民が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、連携して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

一方、「雨竜町業務継続計画」は庁舎や職員自身が大規模な災害等で被災したことを前提としており、行政機能が著しく低下し、利用できる資源(人員、物資、情報等)に制約がある条件下において、「雨竜町地域防災計画」で定めた町が行うべき業務継続の実効性を担保することを目的としている。

	地域防災計画	業務継続
	地方防災会議が作成し、都道府	都道府県又は市町村が作成し、自
作成主体等	県、市町村、防災関係機関等が実	らが実施する計画である。
	施する計画である。	
	災害対策基本法に基づき、発災時	発災時の限られた必要資源をも
	又は事前に実施すべき災害対策	とに、非常時優先業務を目標とす
計画の趣旨	に係る実施事項や役割分担等を	る時間・時期までに実施できるよ
	規定するための計画である。	うにする(実効性の確保)ための
		計画である。
	行政の被災は必ずしも想定する	行政の被災を想定(庁舎、職員、
	必要はないが、業務継続計画の策	電力、情報システム、通信等の必
行政の被災	定などによる業務継続性の確保	要資源の被災を評価)し、利用で
	等については計画に定める必要	きる必要資源を前提に計画を策
	がある。	定する必要がある。
	災害対策に係る業務(災害予防、	非常時優先業務を対象とする(災
対象業務	災害応急対策、災害復旧・復興)	害応急対策、災害復旧・復興業務
刈	を対象とする。	だけでなく、優先度の高い通常業
		務も含まれる)
	業務開始目標時間は必ずしも定	非常時優先業務ごとに業務開始
	める必要はない(一部の地方自治	目標時間を定める必要がある(必
業務開始目標時間	体では、目標時間を記載している	要資源を確保し、目標とする時間
	場合もある)。	までに、非常時優先業務を開始・
		再開する)
<b>光改に分声よっ</b> 中	業務に従事する職員の飲料水・食	業務に従事する職員の飲料水・食
業務に従事する職員の飲料水・食料等の	料、トイレ等の確保に係る記載	料、トイレ等の確保等について、
の飲料水・食料等の	は、必要事項ではない。	検討のうえ、記載する必要があ
確保		る。

●「雨竜町地域防災計画」における「業務継続計画」の位置づけ

#### 【雨竜町地域防災計画】

### 第4章 災害予防計画

### 第21 節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の計画を確保するため、業務継続計画 (BCP: Business Continuity Plan) の策定に努めるものとする。

#### 第1 業務継続計画 (BCP) の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に村、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

### 第2 業務継続計画 (BCP) の策定

#### 1 雨竜町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

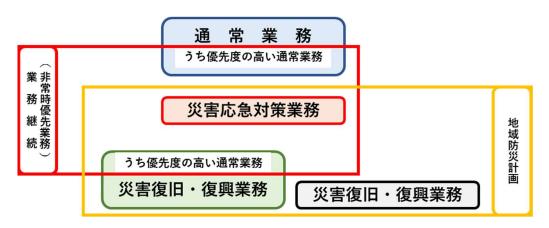
### 2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

### 図3 業務継続計画と地域防災計画の関係



# 第4節 業務継続計画の発動・解除

業務継続計画に基づき、大規模な地震発生時の非常時優先業務を実施する発動基準を次のように定める。

#### (1) 発動基準

本計画は町内で震度5弱以上の地震が発生したとき及び本村に対して気象庁より大雨特別警報が発表された場合に発動する。

ただし、上記以外においても、町内において大規模な被害が発生したとき、又は発生する おそれがあるときに、雨竜町災害対策本部(以下、「災対本部」という。)を設置した場合で、 災対本部長(町長)、又は代理者が必要と認めた場合は発動する。

### (2) 発動権限者

災対本部長とする。

なお、災対本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

### 【非常時優先業務を実施する発動権限者】

	· · · · · · · · <del>-</del>	
第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	課長ほか

### (2) 事務局

総務課総務担当(以下、「防災担当」という。)が事務局となり発動手続きに関する事務を 処理する。

### (4) 発動の流れ

- ①災対本部本部員会議において、副本部長(副町長、教育長)及び本部員(各対策部長) は、町内及び町役場庁舎機能の被害状況等を本部長に報告する。
- ②本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。
- ③発動が決定された場合、総務担当は、直ちにその旨を防災関係機関等に通知する。

- ④非常時優先業務は、災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、 本計画に基づき実施することとし、各対策部で対応体制をとりまとめ、防災担当に報告 する。
- ⑤防災担当は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

### (5) 解除基準

災対本部長は、本町における全ての優先度の高い通常業務の再開をもって、業務継続計画 の解除を宣言する。

ただし、本部員は、解除の宣言前であっても、災害応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

# 第5節 雨竜町における地震の想定

### 第1 地震による被害想定(雨竜町地域防災計画【地震対策編】より)

### (1) 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震(※1)と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての8つの断層帯(※2)を道内で想定される地震としている。

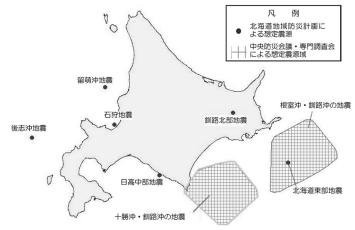
これらの中で比布町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝沖・釧路沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯による地震」及び「沼田-砂川付近断層帯」を想定し、地震被害を予測する。

想定される	十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯	沼田-砂川付近断層帯
地震		による地震	による地震
地震の 規模等	・マグニチュード:8.2	・マグニチュード:7.2	・マグニチュード : 6.9

#### (※1) 8 つの海溝型地震

北海道地域防災計画で想定されている6つの地震(石狩地震、北海道東部地震、釧路北部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震)と中央防災会議(平成18年1月)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている2つの地震(十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震)を合わせて8つの地震を想定している。

(北海道、中央防災会議の想定地震位置)



#### (※2) 8 つの断層帯

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として8つの断層帯(標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯)を想定している。





### (2)被害の予測

### 1 地震による被害

想定した3タイプの地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「沼田-砂川付近による地震」(震度6.8)であり、建物被害では、建築物全体の全壊<sup>\*1</sup> 棟数が60棟、半壊<sup>\*1</sup> 棟数が135棟を合わせた195棟と想定される。また、人的被害は死者数1人、負傷者数27人を合わせた28人と想定される。なお、被害予測については、北海道中央防災会議より公表(平成30年2月公表)された、被害想定であり「冬期の早朝5時」において、人的被害が最大となる地震動による被害想定結果なっている。

地震のタイプ	十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯	沼田-砂川付近の断層帯
計測震度		による地震	による地震
町内の 最大震度	最大震度 5.5	最大震度 6.7	最大震度 6.8
建築物の	全 壊 1 棟未満	全 壊 41棟 半 壊 109棟	全 壊 59棟
被害予測	半 壊 1 棟未満		半 壊133棟
人的被害	死 者 1名未満	死 者 1名未満	死 者 1名
	負傷者 1名未満	負傷者 21名	負傷者 27名

※1 全 壊:住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の 経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のもの。

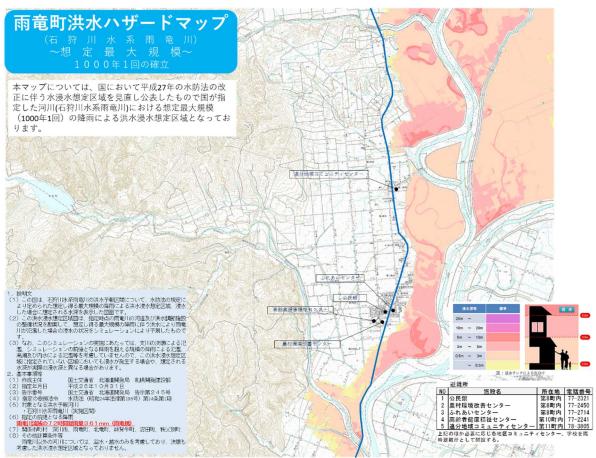
※2 半 壊:住家の損害がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のもの。

### 第2 水害による被害想定 (雨竜町洪水ハザードマップより)

### (1) 基本的な考え方

近年は地球温暖化の影響もあり、以上気象によるゲリラ豪雨などの回数が増加傾向にあり、本町においても、今後の気象の変化に伴い、水害発生の危険性が高まることが危惧されることから、本計画において水害の被害想定を行うものである。

なお、被害想定は、雨竜町洪水ハザードマップの浸水想定区域に基づくものである。



### (2) 庁舎等の被害想定

雨竜町ハザードマップの浸水想定によれば、雨竜川・石狩川が氾濫した場合においても 庁舎が浸水する可能性はなく、被害はないものと予測される。

# 第6節 業務継続計画の特に必要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の 6要素がある。

町はこれらの6要素(以下「重要6要素」という。)について、あらかじめ定めておくものとする。

重要6要素	内 容
	町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。
	また、災害時の職員の参集体制を定める。
1 町長不在時の明確な代行順位及び	・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせな
職員の参集体制	いことが不可欠。
	・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が
	参集することが必要。
	本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所
2 本庁舎が使用できなくなった場合	となる代替庁舎を定める。
の代替庁舎の特定	・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使
	用できなくなる場合もある。
	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保す
	る。また、業務を遂行する職員等のための水・
	食料等を確保する。
3 電気・水・食料等の確保	・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給
	が必要。
	・孤立により外部からの水・食料等の調達が不
	可能となる場合もある。
	断線・輻輳等により固定電話・携帯電話等が使
4 災害時にもつながりやすい多様な	用不能な場合でも使用可能となる通信手段を
通信手段の確保	確保する。
7010 1 47 1 HENN	・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡
	調整が必要。
	業務の遂行に必要となる重要な行政データの
   5 重要な行政データのバックアップ	バックアップを確保する。
	・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政デ
	ータが不可欠。
	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。
6 非常時優先業務整理	・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を
	明らかにする。

### 第1 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

- ○現時点での状況
  - ①町長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	住民課長
田川川、大		産業建設課長
「雨竜町地域防災計画」		

- ②配備態勢基準と動員対象職員(一般災害・地震災害)
  - ※「雨竜町地域防災計画」より抜粋

区分	種別	配備時期	配備要員	活動内容
災害対策連絡会議	第1非	<ul><li>(1) 気象警報等が発表され、 災害の発生が予想される とき。</li><li>(大雨警報、洪水警報)</li></ul>	課長職全員	(1) 災害情報の収集 (2) 町施設等の警戒
会議【設置	常配備	(2)局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 (3)町内に震度4の地震が発生したとき。	総務課長が氏名 する職員 (総務担当主 幹)	巡視
災害	第	(1)大型台風の接近等で被害 の発生が予想されるとき。 (2)住家の床上浸水や農地の	災害対策事務局 (総務担当)	(1) 災害情報の収 集、伝達 (2) 防災関係機関と の連絡調整
1対策連絡<	2 非常配	浸水、交通機関の障害等が 発生したとき。 (3)事故等により人的被害の	管理職全員	(3) 災害危険地及び 町施設等の警戒 巡視
議	備	(4) 町内に震度5弱の地震が 発生したとき。	各課長が 指名する職員	<ul><li>(4)災害応急対策の 準備</li><li>(5)非常配備体制の 移行準備</li></ul>
部	第3非常配備	(1)大型台風の接近等で多くの接害が発生し、被害が発生し、るとき。 (2)多くの地域で避難勧告や近点を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	全職員	(1) 災害情報の収集 及び伝達の強化 (2) 防災関係機関と の密な連絡調整 (3) 災害応急対応

注 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

### ■今後の検討事項

- ・大雨・豪雨災害の危険が予想される場合においては、別に定めた「台風の接近・上陸に伴 う洪水を対象とした避難勧告発令着目型タイムライン(防災行動計画)」に記載された防 災行動計画に沿った対応が必要である。
- ・非常配備の規模に応じて、休日や勤務時間外でも速やかに職員を参集できるよう、連絡系統(電話・メール伝達システム等)の確立が必要である。

### 第2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

### ○現時点での状況

「雨竜町地域防災計画」では災害対策本部設置場所は雨竜町役場と指定されているが、役場が被災し、使用できなくなった場合の代替施設は次のとおりとする。

代替施設	住所
雨竜町ふれあいセンター	雨竜郡雨竜町第8町内
雨竜町公民館	雨竜郡雨竜町第8町内

### ○今後の検討事項

- ・雨竜町ふれあいセンターについては非常時の備蓄物資がないことから、備蓄倉庫から輸送する必要がある。
- ・災害の状況に応じて、非常用電源、通信設備等が整っている代替施設の使用も検討する。
- ・特定した代替施設と本庁舎とは建築場所が比較的近く災害の種類に応じて、雨竜小中学校舎の使用も検討する。
- ○代替庁舎検討用リストアップ

	建					付帯施設					代妹	
施設名	案年(耐震化)	液状化	洪水	土砂	火災	機・燃料電	通信機器	情報システム	イレ等の備蓄	事務機器等	ある災害 可能性	代替庁舎の可能性
雨竜町 公民館		0	0	0	0	有	無	無	有 (備蓄倉庫)	有 (社会福祉協議 会)	無	可
雨竜町 ふれあい センター		0	0	0	0	無 ※ 2	無	無	無	有 (商工会)	無	可

- ※1 災害危険度については、「発生の可能性がない(きわめて低い)」「対策がとられている」など、危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。
- ※2 役場庁舎及び備蓄倉庫に配備している可搬式発電機及び燃料を移動し、対応する。

# 第3 電気・水・食料の確保

- ○現時点の状況
  - ①電気~非常用発電機と燃料の確保

# 【役場庁舎】

役場厅舎】	
非常用発電機常設型 2	①非常用発電設備 メーカー 明電舎 (型式 DEGM65P10BS) 定格出力 40kW 定格電圧 200V 定格電流 50A 定格周波数 50Hz  ②非常用自家発電設備 (防災行政無線用) メーカー 東京電機 (型式 HS-TKB) 定格出力 5kVA 定格電圧 100V 定格電流 50A 定格周波数 50Hz
備蓄燃料	軽油 9500 ※不足時は、町内のガソリンスタンドから供給を受ける。
電力供給先	<ul> <li>・災害対策本部         <ul> <li>(照明・パソコン・FAX・コピー機・テレビ等)</li> <li>・北海道総合行政ネットワーク</li> <li>・電話交換機</li> <li>・サーバー室 など</li> </ul> </li> </ul>

# 【役場大型車庫内防災倉庫】

仅物八至甲甲门	<b>的</b> 火 后
	<ul> <li>①非常用発電機【2台】</li> <li>メーカー ヤマハ発動機</li> <li>(型式 EF2500i)</li> <li>定格出力 2.5kVA</li> <li>定格電圧 100V</li> <li>定格電流 25A</li> <li>定格周波数 50Hz</li> </ul>
非常用発電 機 可搬式 8 台	②非常用発電機【5台】 メーカー ヤマハ発動機 (型式 EF2800iSE) 定格出力 2.8kVA 定格電圧 100V 定格電流 25A 定格周波数 50Hz
	③非常用発電機【1台】 メーカー デンヨー (型式 GE-2500SS-IV) 定格出力 2.5VA 定格電圧 100V 定格電流 25A 定格周波数 50Hz
備蓄燃料	ガソリン ※不足時は、町内のガソリンスタンドから供給を受ける。
電力供給先	・各避難所において、暖房・照明用

# 【代替施設 雨竜町公民館】

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
非常用発電 機 常設型 2 台	①非常用発電機(電灯用) メーカー デンヨー (型式 DCA-40ESX) 定格 出力 33 k VA 定格 電圧 100V 定格 電流 165A×2 定格周波数 50Hz  ②非常用発電機(動力用) メーカー デンヨー (型式 DCA-45LSK) 定格 出力 37 k VA 定格 電圧 200V 定格 電流 107A 定格周波数 50Hz
備蓄燃料	軽油
加田水村	※不足時は、町内のガソリンスタンドから供給を受ける。
	・避難所用電気機器
<b>最去世</b> 处生	・施設内ネットワーク機器(wi-fi 設備)
電力供給先	・災害対策本部
	(照明・パソコン・FAX・コピー機・テレビ等)

# 【代替施設 雨竜ふれあいセンター】

可搬式発電	役場大型車庫内防災倉庫(8台)から可搬式発電機を移動して使用
機 最大8	
台	
	ガソリン
備蓄燃料	※不足時は、町内のガソリンスタンドから供給を受ける。
	・避難所用電気機器
<b>電力供外</b> 件	・施設内ネットワーク機器(wi-fi 設備)
電力供給先	・災害対策本部
	(照明・パソコン・FAX・コピー機・テレビ等)

### ②水道、下水道、ガス

### 【役場庁舎】

### ○水道

水道

- ・1 階来客用トイレ用の水については、庁舎受水槽より供給するため 断水時においても、下水処理は可能。(受水槽 24000)
- ・断水となった場合、水道が使用できなくなる。

### ○下水道

下水道

・下水管が破損した場合、排水ができなくなる恐れがある。

○ガス

施設での利用なし

### 【代替施設 雨竜町公民館】

#### ○水道

\_

容量 4,000 リットル

受水タンク

- ・停電時において受水槽のポンプの電源を確保する必要がある。
- ・飲料水の確保を優先した場合、トイレが使用できなくなる。

### ○下水道

下水道

・下水管が破損した場合、排水ができなくなる恐れがある。

○ガス

### 施設での利用なし

ガス

- ・プロパンガスにて供給しているが、地震の際には施設内ガス配管が 破損している可能性があり、点検が終了するまでは使用できない。
- ・カセットコンロを配備することにより、給湯は可能。

### 【代替施設 雨竜町ふれあいセンター】

### ○水道

水道

・断水となった場合、水道が使用できなくなる。

○下水道

下水道

・下水管が破損した場合、排水ができなくなる恐れがある。

○ガス

### 施設での利用なし

ガス

- ・プロパンガスにて供給しているが、地震の際には施設内ガス配管が 破損している可能性があり、点検が終了するまでは使用できない。
- ・カセットコンロを配備することにより、給湯は可能。

### ③食料等の備蓄(雨竜町職員用)

### 【役場庁舎】

・飲料水 なし (災害用自動販売機内の在庫)

・食料なし(災害対策本部用食料としてアルファ化米30食を保管)

・仮設トイレなし

・トイレットペーパー なし

(役場庁舎利用者用に保存しているトイレットペーパーの

み)

・消耗品等 物品庫等に格納している消耗品(事務用品・筆記用具)のみ

### 【代替施設 雨竜町公民館】

・飲料水あり(施設内備蓄倉庫に避難所用飲料水を配備)

・食料 あり (施設内備蓄倉庫に避難所用食料を配備)

・仮設トイレ なし (施設内備蓄倉庫に調査委用トイレを配備)

・トイレットペーパー なし

(公民館利用者用に保存しているトイレットペーパーのみ)

・消耗品等 なし(社会福祉協議会事務所で保存している消耗品(コピー

用紙、筆記用具)のみ)

### 【代替施設 雨竜町ふれあいセンター】

飲料水なし

・食料なし

・仮設トイレ なし

・トイレットペーパー なし

(雨竜町ふれあいセンター利用者用に保存しているトイレ

ットペーパーのみ)

・消耗品等なし(雨竜町商工会事務所で保存している消耗品(コピー用

紙、筆記用具)のみ)

### ■今後の検討事項

- 非常用発電機は、年2~3回程度、動作確認を実施する。
- ・飲料水・食料・消耗品等の備蓄は、職員の3日分の配備を検討する。
- ・職員に対して、町民と同様に「自助」の観点から、各自で最低3日分の飲料水・食料を 備蓄するほか、職員参集時には災害対応が長期化することを想定し、各自で必要な食料・ 飲料水等を持参するよう周知することとする。

### 第4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

### ○現時点の状況

通信機器の確保

- 1 雨竜町防災同報無線「ぼうさいうりゅう」【同報系】 (デジタル) 基地局 1基 再送信局 2基 戸別受信機
- 2 北海道総合行政ネットワーク 1台 情報伝達端末1台・IP電話・FAX兼プリンタ
- 3 雨竜町防災無線「ぼうさいうりゅう」【移動系】 (アナログ) 基地局 1基 移動局 24基
- 4 停電時直通電話(総務課) 1台
- 5 衛星携帯電話(総務課) 1台
- 6 緊急時連絡先リスト(管理職)

### ■今後の検討事項

- ・防災無線【移動系】について、アナログ無線の利用が 2024 年までとなっているため代替え機器の検討が必要。
- ・夜間及び休日の発災時においての防災担当者への連絡手段を検討する。
- ・各課における職員間の情報連絡手段について検討する。
- ・SNSを活用した職員間の情報伝達手段を検討する。

### 第5 重要な行政データのバックアップ

○現時点の状況

~別添のとおり

#### ■今後の検討事項

- ・各システムのバックアップについては、貴重な行政データが損失しないように、定期的 にバックアップする体制を構築する必要がある。
- ・各担当が日常業務で使用しているデータについては、一括して定期的にバックアップが できる体制を構築する必要がある。
- ・災害時における非常時優先業務等の実施に必要なデータについて、常日頃からすぐに判別できるよう、電子及び紙媒体での保存方法を検討する。

### 第6 非常時優先業務の整理

# ■非常時優先業務の選定基準

災害により、通常業務、災害応急対策業務に中断や遅延が発生した場合における、町民の生命 や生活、地域社会への影響について評価し、非常時優先業務を選定した。

や 生	上活、地域社会	への影響について評価し、	非常時優先業務を選定した。
業務	業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 ○災害応急対策業務 ●優先度の高い通常業務
非常時優先業務	発災から 3時間以内	町民の生命・身体を守るための初動体制の確立、役場機能の維持・復旧、避難所の開設・運営に関する業務	【活動体制】  ○災害対策本部の設置 ○被害情報の収集・伝達・報告 ○本部員会議員の確保 ○応急員の変産性のでなりでは、維持、運営 (防寒・通信のに、維持、運営 (防災報して、のの広報 ○国は機関・道要財産ののの関知 【の地域道道道・道要財産・が発展・直に、といるでは、大変をでは、大変をでいる。では、大変をでいる。では、大変をできる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。できる。

業務	業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 ○災害応急対策業務 ●優先度の高い通常業務
非常時優先業務	発災から 3時間以内	町民の生命・身体を守る ための初動体制の確立、 役場機能の維持・復旧、 避難所の開設・運営に関	【文化・教育】  ○児童生徒等の安全確保  ●公印の管理、保管  ●新型感染症対策
无業務 	1 目以内	避難所の開設・運営に関する業務  町民の生命・身体を守る ための初動体制の確立、 役場機能の維持・復旧、 避難所の開設・運営に関する業務	●新型感染症対策  【活動体制】 ○職員の健康管理 【応援要請】 ○近隣自治体等からの応援職員の受け入れ、運用 【救助・救急活動】 ○遺体の収容、処理 【二次災害防止】 ○流出油防除応急対策 ○危険物被害状況の把握と連絡 ○危険物に係る警戒・規制対策 ○危険物に係る警戒・規制対策 ○治山・砂防施設の応急対策 【保健衛生・防疫】 ○応急トイレ対策(設置、し尿処理等) ○防疫班等の編成、運用 ○廃棄物の発生量予測、仮置き場の設置 【交通・輸送】 ○緊急輸送路の指定 ○障害物の除去 ○緊急輸送(物資等) ○道路収容】 ○食料確保・供給 ○物資確保・供給 ○物資確保・供給 ○物資確保・供給 ○物質確保・供給 ○物質離別の対応 ○選援物資、義援金の受入、運用
			<ul><li>○ 表表の長、表表を多支人、 産用</li><li>○ ボランティアの受入、運用</li><li>【住宅・建築】</li><li>○ 建築物の応急危険度判定</li><li>○ 住宅応急修理</li><li>○ 上水道応急復旧(把握、調整等を含む)</li></ul>

鈭	業務開始		想定される業務
業務	目標時間	選定基準	○災害応急対策業務
	17.037.37.3		●優先度の高い通常業務
非	1日以内	町民の生命・身体を守る	【ライフライン】
第   時		ための初動体制の確立、	○給水班の編成、運用
非常時優先業務		役場機能の維持・復旧、	○下水道応急復旧(把握、調整等含む)
業		避難所の開設・運営に関	○電力応急復旧(把握、調整等含む)
務		する業務	○公衆通信復旧(把握、調整等含む)
	3 日以内	遅くとも3日以内に業	【医療】
		務に着手しないと町民	○メンタル・ヘルスケア
		の生活や地域社会に相	【保健衛生・防疫】
		当な影響が生じるため、	○入浴対策
		早期に対策を講じる必	○ごみ、廃棄物の処理(周知、収集、処分)
		要がある業務	○ペット対策
			【避難収容】
			○犯罪防止体制の把握、調整
			   ○高齢者、障害者等の介護
			【住宅・建築】
			○罹災証明書の発行
			【文化・教育】
			○各種文化施設等及び文化財の対策
			(施設確認、文化財保護等)
			●情報管理に係る業務
			(個人情報保護、情報漏洩防止等)
			●行政事務調整(通常業務の統括事務)
			●文書収受及び発送
			●財政計画業務
			●予算業務
			<ul><li>●出納、会計、審査事務等</li></ul>
			●健康保険証事務
			(受信者急増、保険証紛失への対応)
			●動物伝染病対策
			●有害鳥獣の捕獲
			■ 11 □ WABY ( > 1 III 1 X

業務	業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 ○災害応急対策業務 ●優先度の高い通常業務
非常時優先業務	2週間以内	・業務開始に相応の準備 が必要となる復旧・復興 業務 ・発災後、1週間経過し ても町民の生活を響しても会に直ちに影響を 社会にと見込まれる業 務	【広報】 ○相談窓口の設置(外国人対応含む) 【住宅・建築】 ○住宅入居の情報提供、あっせん ○応急仮設住宅準備(入居希望調査、建築場所) 【経済・産業】 ○農林業応急対策 (生産物の保護、販路維持の調整等) ○商工業対策 【文化・教育】 ○学校保健安全 ●職員の人事及び給与 ●住民票、転出入、印鑑登録業務 ●戸籍事務及び住民基本台帳 ●外国人登録事務 ●行旅病人及び死亡人取扱い事務 ●保育所事務 ●教育行政全般の調整 ●学校事務

### ■非常時優先業務の対象範囲

非常時優先業務は、次の業務を対象とした。

①災害応急対策業務

「雨竜町地域防災計画」に定める所掌事務に基づき、緊急度に鑑みて主要となる業務について、対象業務として設定した。

※発災前から発災後72時間以内に係る業務の詳細については、別紙2を参照

②優先度の高い通常業務

平常時に各課が行っている業務のうち、通常業務の中でも災害時に優先的に対応が求められるものついて、対象業務とした。

# 第7節 「受援」に関すること

### ■現時点での状況

「雨竜町地域防災計画」における災害対策本部の所掌業務において、受援担当については総務 班が行うこととなっている。なお、災害ボランティア受け入れに係る雨竜町社会福祉協議会、 日本赤十字社北海道支部、各ボランティア団体及び NPO 法人等との連絡調整については、福祉 生活環境班が行うこととなっている。

### ①受援担当の業務内容

災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定に基づく職員の派遣要請に基づき派遣された職員、各協定に基づき派遣された職員の受入、管理、配分

### ②応援を受け入れて実施する業務

避難所運営支援業務、住宅被害認定調査業務、罹災証明発行業務、保健福祉関連業務、災害 廃棄物処理業等

### ③各種協定の締結状況

「雨竜町地域防災計画(資料編)」において各種協定の締結状況について掲載

#### ■今後の検討事項

応援・受援についての理解を深め災害時に円滑に対応できるよう、各種研修会等に職員を参加させる必要がある。

# 第8節 業務継続に向けた体制強化・継続的改善

### ■業務継続体制の強化に向けた体制強化

災害発生時に的確に業務継続を図るためには、あらかじめ緊急時の行動計画を策定することが 重要であると考えることから、本町において発生の可能性が高い大雨災害に備えた「台風の接近・ 上陸に伴う大規模な洪水を対象とした、石狩川・尾白利加川・雨竜川・恵岱別川直轄河川管理区 間の避難勧告発令着目型タイムライン(防災行動計画)」を策定し、人事異動等で担当職員が変わ った場合でも「いつ、だれが、何をすればいいのか」を認識し、速やかに非常時優先業務が遂行 できるよう、定めたものである。

今後は、上記のタイムライン(行動計画)とあわせて、本業務継続計画の周知・徹底により、 災害時の役場機能の維持、業務継続体制の強化を図ることとする。

#### ■業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は、一旦策定すればいいというものではない。計画の実行性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、それに従い着実に実施することが重要である。

業務継続に係る訓練には、非常時参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災対本部を対象とした机上訓練・図上訓練など、様々な種類の訓練方式があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改定で確実に反映させる必要がある。

また、電気、飲料水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平常時からの設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等により「PDCAサイクル」を回しながら業務継続計画の実行性を高める必要がある。

# 【別紙1】

# 1. 基幹系システム

	システム名	担当課	基本情報	対策状況
1	住民基本台帳ネットワークシステム	住民課	クラウド	データセンタ
2	総合行政システム			
3	住民記録	住民課	クラウド	データセンタ
4	印鑑証明	住民課	クラウド	データセンタ
5	選挙管理	総務課	クラウド	データセンタ
6	国民健康保険(資格)	住民課	クラウド	データセンタ
7	国民年金	住民課	クラウド	データセンタ
8	収納消込	出納室	クラウド	データセンタ
9	宛名共通	住民課	クラウド	データセンタ
10	個人住民税	出納室	クラウド	データセンタ
11	固定資産税	出納室	クラウド	データセンタ
12	軽自動車税	出納室	クラウド	データセンタ
13	国民健康保険税	住民課	クラウド	データセンタ
14	住宅管理	出納室	Windows10Pro	スタンドアロン
15	下水調停	出納室	Windows10Pro	スタンドアロン
16	後期高齢者	住民課	クラウド	データセンタ
17	人事給与システム	総務課	クラウド	データセンタ
18	児童手当システム	住民課	クラウド	データセンタ
19	身体障害者手帳システム	住民課	クラウド	データセンタ
20	知的障害者手帳システム	住民課	クラウド	データセンタ
21	精神障害者手帳システム	住民課	クラウド	データセンタ
22	自立支援医療サービス(厚生医療)	住民課	クラウド	データセンタ
23	自立支援医療サービス (精神通院医 療)	住民課	クラウド	データセンタ

# 【別紙2】

_	7和 2	_	主な活動内容			発記	泛後		復旧
急対	言応 対策 務	災害対策 本部主管 担当部	<ul><li>◎~おおむねの着手時期</li><li>○~状況に応じて対応</li><li>⇒~継続して対応</li></ul>	警戒時	数時間	1 2 時間	2 4 時間	3 日間	復興期
			□職員の配備・動員指示 ○職員の非常登庁 ○指定職員が災害対策本部へ参集	0	0				
	職員の動員	総務部	□職員の動員状況の確認 ○各部長等へ職員の参集人数を確認 ○職員(家族)の安否確認	0	0	⇒	⇒		
	配備	総務班	□職員の給食実施 ○職員への給食広報、避難所担当職員への配食				0	⇒	
活	ин		□各部との人員調整及び指示 ○災害対策本部員会議等での調整事項を各部へ指示	0	0	⇒	<b>*</b>	⇒	
活動体制の			口各部班における配備のローテーション				0	0	
制の確立	災害対策本部の設	თ l	<ul> <li>□災害対策本部の設置</li> <li>○庁舎の建物・設備などの被害状況(電気、水道、空調等)等を確認し、必要に応じて応急復旧措置を実施</li> <li>○緊急電源の確保(自家発電機の確認)</li> <li>○ライフライン事業者等への応急復旧措置の支援要請</li> <li>○本部室の開設</li> <li>○災害対策本部の必要備品の準備</li> <li>○関係機関への通知、周知</li> </ul>	0	0				
	設置		□第1回災害対策本部員会議の開催		0				
			□第2回災害対策本部員会議の開催 (以降、適時開催) ○業務量に応じ本部体制見直し			0	<b>^</b>	⇒	
	被害状況等の	所管する	<ul><li>□第1次情報(所管施設等に係る被害状況、災害応急対策実施状況等)の収集、取りまとめ</li><li>○職員の現地派遣による情報の収集</li><li>○所管に係る関係機関からの情報収集</li></ul>	0	0				
災害情報の収集及び連絡	収集・整理	各対策部	<ul><li>□第1次情報後の所管施設等に係る被害状況、災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ</li><li>○職員の現地派遣による情報の収集</li><li>○所管に係る関係機関等からの情報収集</li></ul>			0	⇒	⇒	
収  集   <sub>及</sub>			□道等への電話等による災害発生直後の連絡		0				
び連絡	災害情報の報告等	総務部総務班	□第1次情報の集約、報告 ○各班からの第1次情報の収集、取りまとめ ○道等への被害概況報告 ○防災関係機関、関係団体等との情報共有		0				
	等		<ul><li>□第1報後の情報の集約、報告</li><li>○各部各班からの情報の集約、取りまとめ</li><li>○道等への即報</li></ul>			0	⇒	⇒	

			○防災関係機関、関係団体等との情報共有						
災害応		,,, <del></del>	主な活動内容			発災	泛後		復旧
急対	対策務	災害対策 本部主管 担当部	<ul><li>◎~おおむねの着手時期</li><li>○~状況に応じて対応</li><li>⇒~継続して対応</li></ul>	警戒時	数時間	1 2 3 日時間間		復興期	
			<ul><li>□発災直後の広報</li><li>○地震等災害情報</li><li>○出火防止、初期消火の呼びかけ</li></ul>		0				
			○プロパンガスの閉栓の呼びかけ ○災害対策本部の開設の周知						
			□発災から半日程度の広報						
			〇二次災害の危険情報(余震情報等)						
			<ul><li>○混乱防止の呼びかけ</li><li>○避難所開設、日時、場所</li></ul>						
			○救護所の設置など医療・救護			0			
			〇給水、物資の供給						
	広報	総務部	〇ライフライン等の被害状況						
	広報活動	総務班	〇災害用伝言ダイヤル(171)利用の周知						
災	期		□発災後1~3日後の広報						
災害広報			〇診療可能な医療機関に関する広報						
報			│ ○災害廃棄物に関する広報 │ ○建築物応急危険度判定、宅地危険度判定に関する広報						
			○風評被害の発生等(報道やインターネット上の情報を確認)				0	⇒	
			の防止のための広報						
			○町ホームページや外部機関の安否情報提供サイトを活用し						
			た安否情報の提供						
			口報道機関への対応				0	⇒	
			○被害情報の提供等						
			│ □災害写真等の収集、災害記録、災害要望書等の作成、臨時広報 │ │ 紙等の発行準備					0	⇒
			□被災者ニーズ把握		0	⇒	⇒	⇒	⇒
	広聴活動	総務部 総務班	□ 目 □ 目 □ 目 世 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回				0	⇒	⇒
	動	下心 <b>化分</b> 以工	口安否確認への対応				0	⇒	⇒

		主な活動内容			発災	<b>後</b>		復
災害応 急対策 業務	災害対策本 部主管担当 部	◎〜おおむねの着手時期 ○〜状況に応じて対応 ⇒〜継続して対応	警戒時	数時間	1 2 時間	2 4 時間	3日間	旧·復興期
		□通信設備の機能確認	0	0				
		□通信設備の応急復旧		0	⇒	<b></b>		
通		口使用可能な通信手段の通知		0	⇒	<b>↑</b>		
通信手段の確保	総務部	口代替通信機能の確保			0	<b>^</b>	î	
の確	総務班	口他機関への通信支援要請			0	1	î	
保		口北海道地区非常通信協議会との連絡等			0	0	î	
		口情報連絡員(リエゾン)の受入及び連絡調整			0	0	⇒	
		口孤立地区の通信確保			0	0	⇒	
		口自衛隊への災害派遣要請	0	0	$\Rightarrow$	⇒		
応		□他市町村への要請	0	0	$\Rightarrow$	⇒	⇒	⇒
応援要請及び協力要請	総務部	□道への応援要請又は職員派遣のあっせん要請 ○消防防災へリコプターの活用等	0	0	$\Rightarrow$	<b>↑</b>	1	⇒
及 び 垃	総務班	□国の機関に対する職員派遣の要請	0	0	$\Rightarrow$	⇒	⇒	⇒
力要		□民間団体等に対する要請	0	0	$\Rightarrow$	⇒	⇒	
請		□消防機関の応援要請	0	0	$\Rightarrow$	⇒	⇒	
		□応援隊等の受入及び連絡調整				0	⇒	⇒
		□情報収集、伝達		0	$\Rightarrow$	⇒	⇒	
		口救助・応急要請への対応		0	$\Rightarrow$	⇒	⇒	
救		口救助資機材の調達		0	$\Rightarrow$	⇒		
助	民生部	□救護所の設置等		0	$\Rightarrow$	⇒	⇒	
• 救急対策	保健班	□後方医療機関への搬送			0	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$	
策		□地域による救急活動(自主防災組織及び事業所の防災組 織等との連携)		0	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$	
		□道内広域応援による救急活動 ○広域応援へリ等の要請及び応援受入体制の整備			©	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$	
水防活動	産業建設部	<ul><li>□水防計画に基づく水防活動</li><li>○水防警戒、水門操作、危険箇所の安全対策等</li></ul>	0	$\Rightarrow$				
動	土木施設班	口災害対策本部への移行		0	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$		
		□地域による初期消火活動		0	$\Rightarrow$			
知	- 滝川地区広	□消防機関による消火活動		0	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$		
消防活動	域消防事務組合	□道内広域応援による消火活動 ○緊急消防援助隊、広域応援へリの要請 ○応援受入体制の整備			0	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$	
		口緊急消防援助隊による消火活動			0	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$	

災害	<b>=</b> r≿	災害対策本	主な活動内容			発災	<b>後</b>		復旧
急交業	策	部主管担当部	◎〜おおむねの着手時期 ○〜状況に応じて対応 ⇒〜継続して対応	警戒時	数時間	1 2 時間	2 4 時間	3日間	u·復興期 期
			□指定緊急避難場所の確保、開設 ○避難場所への職員の派遣	0	⇒				
			□避難勧告等の発令、住民への周知	0	⇒				
	避		□避難誘導	0	⇒	⇒	⇒		
	難	民生部	□警戒区域の設定	0	⇒	⇒	⇒		
	避難誘導等	福祉生活環境班	<ul><li>□避難場所での安否確認等</li><li>○避難者の状況把握</li><li>○在宅被災者の状況把握</li></ul>		0	⇒	⇒		
			□広域避難の調整等		0	⇒	⇒	$\Rightarrow$	
			□帰宅困難者対策		0	⇒	⇒	$\Rightarrow$	
			□避難所施設の被害状況確認		0	⇒			
	避難所の開	民生部 福祉生活環	<ul><li>□避難所の開設、周知</li><li>○避難所派遣職員の配備</li><li>○避難所の開設、災害対策本部への報告</li><li>○避難場所から避難所への移動</li><li>○避難者の把握(台帳作成等)</li></ul>			©	⇒	⇒	
NET.	設 ・運営	境班	<ul><li>□避難所の運営</li><li>○避難所自主運営組織の確立</li><li>○被災者ニーズの把握、生活環境の整備</li><li>○救援物資等の給付</li><li>○炊き出しの実施</li></ul>				0	0	⇒
避   難			口二次避難所(福祉避難所等)への移動				0	0	⇒
避難対策			□小規模避難所の集約検討・実施					0	⇒
來			□要配慮者の安全確保、避難誘導 ○避難行動要支援者名簿の活用 ○地域による要支援者への声かけ、避難誘導	0	⇒				
	要配		□避難行動要支援者の安否確認・避難支援等関係者との連絡調整 ○避難支援等関係者と協力し、安否状況を確認		0	⇒			
	記慮者 対策	民生部 保健班	<ul><li>□避難行動要支援者の安否確認等</li><li>○避難行動要支援者名簿の引継ぎ</li></ul>			0	⇒	⇒	
	策		□指定緊急避難場所から避難所への移動 ○状況に応じて福祉避難所等に移動 ○避難行動要支援者名簿の引継ぎ				0	<b>*</b>	
			口要配慮者(外国人を含む。)向け相談窓口、インターネット情報掲載				0	<b>*</b>	⇒
	応急住宅	産業建設部	□応急仮設住宅の供与・管理 ○設置戸数の決定 ○建設資材の調達 ○入居者の選定等 ○福祉仮設住宅の設置 ◎応急仮設住宅の管理						0
	の 確 保	土木施設班	□被災住宅の応急修理 ○応急修理の戸数の決定 ○応急修理の対象世帯の選定等 ○建築相談窓口の設置						0
			□公的住宅等の空き家の活用						0

≪ =	害応	災害対策本	主な活動内容			発災	災後		復旧
急対	対策務	部主管担当部	<ul><li>◎~おおむねの着手時期</li><li>○~状況に応じて対応</li><li>⇒~継続して対応</li></ul>	警戒時	数 時 間	1 2 時間	2 4 時間	3 日間	1 · 復興期
			□食料、飲料水の必要数量の把握		0	⇒	⇒	⇒	
			□食料、飲料水の備蓄状況の確認		0				
	食料、飲料水の	総務部 総務班	□食料、飲料水の調達 ○備蓄食料のほか、関係機関、各卸売及び小売販売業者を 通じて調達 ○不足する場合は災害対策本部を通じて道又は国に要請			0	⇒	⇒	
	(供給)		□食料、飲料水の搬送手配 ○災害対策本部の指示のもと、食料、飲料水の搬送を手配 (調達した食料・飲料水は、調達業者に避難所等までの 輸送を要請)				0	⇒	
			□生活必需品等の必要数量の把握		0	⇒	⇒	⇒	
救   <sub>擇</sub>			□生活必需品等の備蓄状況の確認		0				
救援対策	生活必需品等	総務部	□生活必需品等の調達 ○備蓄物資等のほか、関係機関、各卸売及び小売販売業者 を通じて調達 ○不足する場合は災害対策本部を通じて道又は国に要請			0	⇒	⇒	
	等の供給	総務班	□生活必需品等の配送手配 ○災害対策本部の指示のもと、生活必需品等の搬送を手配(調達した生活必需品等は調達業者に避難所等までの輸送を要請)				0	⇒	
			口物資集積拠点の指定及び管理			0	⇒	⇒	
	応急給水	民生部	□水源の確保 ○水源の水質検定・保全		0	⇒			
	給	福祉生活環	口応急給水計画の作成			0			
	N	境班	□応急給水の実施			0	0	⇒	
			□医療機関情報の収集		0	⇒	⇒		
			□医療救護班の編成 ○近隣病院及び医療所の協力		0	⇒	⇒		
			□救護所の設置		0	⇒			
臣犯求言	医寮效養	民生部 保健班	□医療救護活動 ○傷病者の傷病の程度判定(トリアージの実施) ○重傷者の応急手当及び中毒症者に対する処置 ○後方医療機関への転送の要否及び順位の決定 ○転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療 ○助産活動 ○死体の検案 ○医療救護活動の記録及び町(災害対策本部)への収容状況等の報告		0	⇒	⇒	⇒	
			□重傷者及び中等症者の救護病院等への収容 ○重傷者及び中等症者の収容と処置 ○助産 ○死体の検案 ○医療救護活動の記録及び町(災害対策本部)への収容状 沢等の報告			0	⇒	⇒	
			□医薬品、輸血用血液等の調達		0	⇒	⇒	⇒	
			口後方医療救護機関との連携・搬送等		0	$\Rightarrow$	$\Rightarrow$	⇒	

		主な活動内容				復日		
災害応 急対策 業務	災害対策本 部主管担当 部	◎~おおむねの着手時期 ○~状況に応じて対応 ⇒~継続して対応	警戒時	数時間	1 2 時間	2 4 時間	3 日間	· 復興期
	産業建設部 土木施設班	□道路等被害状況の取集・調査		0	⇒	⇒	⇒	
		口通行規制措置及びその周知	0	0	⇒	⇒	⇒	
交通の確保		□緊急輸送路の確保、啓開作業 ○啓開資機材の確保 ○道路開通状況の広報			0	⇒	⇒	
		口障害物の除去			0	<b>↑</b>	⇒	
		□道路(緊急輸送道路)の応急復旧				0	⇒	
		□運用可能車両把握と確保	0 0					
		□緊急通行車両証明書発行手続き等	0	0	î			
		□燃料の確保	0	0	<b>↑</b>	<b>↑</b>	<b>⇒</b>	
緊急	総務班	□第1段階(災害発生直後の初動期)緊急輸送		0				
緊急輸送活動		□第2段階(応急対策活動期)緊急輸送			0	⇒		
動		□第3段階(復旧活動期)緊急輸送					0	
		口航空輸送体制の確立			0	⇒		
		○ヘリコプター離発着場の使用可能状況調査等 □物資の集積拠点及び要員の確保 ○物資受入機能の回復			0	⇒	⇒	
行 遺 本	滝川地区広	□行方不明者の調査		0	⇒	⇒	⇒	
明者及び	域消防事務 組合	口遺体の捜索		0	<b>↑</b>	<b>*</b>	⇒	
		□遺体の確認	0	0	⇒	⇒		
遺体の確認、埋葬の実施	民生部 福祉生活環	□遺体の処理 ○遺体収容所の設置 ○遺体の洗浄・縫合・消毒 ○検案 ○遺体の収容(安置)、一時保存				0	⇒	
	境班	□遺体の埋葬等 ○死亡者数の確認 ○火葬場の稼働状況確認 ○遺体の埋葬等 ○道等への支援要請				0	⇒	⇒

災害応 急対策 業務		主な活動内容				発災後				
		災害対策 本部主管 担当部	<ul><li>◎~おおむねの着手時期</li><li>○~状況に応じて対応</li><li>⇒~継続して対応</li></ul>	警戒時	数時間	1 2 時間	2 4 時間	3日間	復旧·復興期	
秩序の維持等		総務部	□警備体制(警察)への協力			0	<b>\$</b>	<b>†</b>		
		総務班 民生部 福祉生活 環境班	□地域安全、保安対策 ○地域安全情報の収集と伝達 ○犯罪、自己の発生防止活動 ○地域安全相談活動 ○訪問活動				0	<b>↑</b>		
物価の安定、物	総務部	口物価の安定に向けた措置等					0	0		
4	安定、物	総務班	口管内又は広域圏流通業者との連携による物資の供給確保			0	<b>↑</b>	1	<ul><li>◎</li><li>⇒</li></ul>	
			口防疫班の設置			0				
	防疫対策	民生部 福祉生活 環境班	□防疫措置情報の収集・報告			0	⇒			
			口防疫計画の策定				0	⇒		
			□防疫活動に必要な消毒薬品・器具機材等の調達				0	⇒		
			□防疫措置等の実施					0		
			口予防教育及び広報活動					0		
			□記録の整備及び状況等の滝川保健所長への報告等					0		
			□救護所の設置等	⊚ ⇒	⇒					
保健			□巡回健康相談・栄養相談実施				0			
衛生対策	健康対策・	民生部	口食品衛生対策の実施				0			
	精神医療	保健班	□精神科救急医療の確保				0			
			ロメンタルヘルスケア、カウンセリングの実施					0	⇒	
			□心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置等						0	
	愛		□避難所における愛護動物の適切な指導			0	⇒	⇒		
	護動	<ul><li></li></ul>					0	⇒		
	愛護動物対策	環境班	□避難所から保護施設への愛護動物の受入れ・譲渡等の調整					0	⇒	
	~	□放置~	口放置ペットの救援活動					0	⇒	

災害応 急対策 業務		主な活動内容				復旧			
		災害対策 本部主管 担当部	<ul><li>◎~おおむねの着手時期</li><li>○~状況に応じて対応</li><li>⇒~継続して対応</li></ul>	警戒時	数時間	1 2 時間	2 4 時間	3日間	1・復興期
	し尿		口被害情報の収集と全体処理量の把握			0	<b>†</b>	<b>†</b>	
			口作業体制の確保			0	<b>†</b>	<b>†</b>	
			□処理の実施				0	<b>*</b>	
			□被害情報の収集と全体処理量の把握				0	⇒	
	ごみ		□作業体制の確保				0	⇒	
廃			口処理の実施				0	⇒	
乗物		民生部 福祉生活	□被害情報の収集と全体処理量の把握					0	
廃棄物等処理	がれ	環境班	□作業体制の確保					0	⇒
生	<b>ક</b>		□処理の実施					0	⇒
	死亡獣畜		□所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難 な場合における死亡獣畜の埋没又は焼却					0	
	環境		口有害物質の発生や漏出・飛散の防止					0	
			□児童生徒の安全確保、避難誘導 ○各学校の避難計画等の運用に基づき実施	0	⇒				
			□児童生徒の安否確認・保護者との連絡調整 ○学校長を通じて実施	0	⇒				
			□応急措置等 ○必要に応じて応急措置を実施 ○学校長を通じて、通学路の安全確認を実施(状況により、 安全な通学路を協議)			0	<b>*</b>		
フ 孝 文	文 数 转	教育対策	□当面の運営方針の検討 ○施設の被害状況により、休校措置、応急対策活動拠点とし ての利用等、当面の施設運営方針を検討			0	0		
<b>27</b> 策		部教育班	□避難所設置への協力 ○避難所の設置が決定されたときは、その設置に協力 (必要に応じて教職員の動員を要請)			0	0		
			□避難所運営への協力 ○避難所が設置されたときは、その運営に協力 (必要に応じて教職員の動員を要請)			0	0	⇒	
			□応急教育対策 ○学校長と協議し、応急教育方針を検討 ○被害箇所、危険箇所の応急修理の実施 ○学用品等の支給対象児童生徒把握、調達					0	⇒
3	<b>ኒ</b>	教育対策	□文化財施設の応急修理、原状保存		0	⇒			
文化財保護	才 呆 蒦	部教育班	□文化財保管場所被害の際の移転作業等				0	⇒	

	災害対策 本部主管 担当部	主な活動内容		<b>発災後</b>				復旧
災害応 急対策 業務		<ul><li>◎~おおむねの着手時期</li><li>○~状況に応じて対応</li><li>⇒~継続して対応</li></ul>	警戒時	数時間	1 2 時間	2 4 時間	3 日 間	· 復興期
応急復旧	産業建設 部土木施 設班	□緊急点検	0	⇒				
		□危険箇所の安全対策及び二次災害防止対策		0	⇒			
		□重要施設から応急作業				0		
		□応急復旧作業					0	
		□情報の連絡・広報		0	⇒	⇒	⇒	⇒
		□応急対策要員の確保	0	0				
ライ		□応急対策用資機材の確保		0	⇒			
の応急復旧	産業建設 部土木施	口応急措置の実施			0	⇒		
の応急復旧	設班	□応急対策				0	⇒	⇒
設		□事業者間の連絡・協力		0	⇒	⇒	⇒	⇒
		□広報活動		0	⇒	⇒	⇒	⇒
災害ボランテ	民生部福 祉生活環	ロボランティア受入体制の整備 ○社会福祉協議会と協議(災害ボランティアセンター設置) ○活動拠点、情報等提供			0	<b>*</b>	<b>*</b>	⇒
i 連 次 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	境班	ロボランティア活動の実施				0	⇒	⇒
入れ・配分	総務部総務班	□受入体制の確立 ○受付窓口の設置等 ○保管場所等の確保 □義援物資の受入れ・配分					0	
分受		○募集・受入れ・輸送・配分					0	⇒
災害		□災害救助法の適用検討		0	⇒			
災害救助法の適用	総務部総務班	□道への適用要請 ○被害状況の報告(調査の協力)等	©	0	⇒	⇒		
		□適用後の対応 ○道からの適用報告受領			0	1		
災害復旧に向けた取組		□被災者支援対策の実施						0
		□生活援護措置						0
	各担当部	□企業等の救護						0
	班	□罹災証明書の発行					0	⇒
		□公共施設災害復旧						0
17.000		□復興計画の策定						0

雨 竜 町 業 務 継 続 計 画 ( 大 規 模 災 害 編 )

> 雨竜町業務継続計画 発行 令和2年7月 編集 雨竜町